

質問第二十七号

戦時補償特別税法改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川 友三

参議院議長 松平 恒雄 殿

昭和廿參年貳月拾六日

戦時補償特別税法改正に関する質問主意書

本法の條項中この特別税ぐらい不當なるはない、戦争のため、資産以下に制限されたる保險契約に加入し、特別多額の拂込金を課せられ二重の苦惱したる國民が、戦災により得た唯一の生命の綱の保險金を竹の子生活で家も田畠もなく、疎開地の物置か寺院の片隅に生活しておつて、生活上食い込み何にも無くなつた今日、本法により、その支拂いたる金を返せというのであり、その期間が、僅かに貳ケ年以内であるが、これを更に二ケ年又は三ケ年延期すべきである、片山内閣は人道主義の稀有の善政内閣で、歴史に残る本法の一部改正すべきであるが御所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。